

保護者の皆様へ

東京都立桜町高等学校  
校長 高橋 仁

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぎ、症状を重症化させないために、登校できない期間になっていますので、出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。

これらの感染症（裏面の別紙を参照）の可能性があつて欠席させる場合には、必ず学校へ連絡をしてください。また、診断結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示により、他への感染のおそれがなくなり再登校する際は、以下の「学校感染症による欠席届」に、薬局から渡される「薬の説明書き」のコピー（原本も可）を添えて担任へご提出ください。

※ なを、病気の症状によっては、医師の証明書を提出していただく場合があります。

---

### 学校感染症による欠席届

東京都立桜町高等学校学校長殿

\_\_\_\_\_年 名前\_\_\_\_\_

下記の疾患について、\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日（\_\_\_\_\_）に医師の診断を受けました。

このため、\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日（\_\_\_\_\_）から\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日（\_\_\_\_\_）まで欠席させていましたが、登校させますので連絡します。

病名 \_\_\_\_\_（\*インフルエンザは、「型」も記入のこと。）

受診した医療機関名 \_\_\_\_\_

医療機関の住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

保護者名 \_\_\_\_\_印